

第 54 号

令和 5 年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算（第 5 号）

令和 5 年度山梨県恩賜県有財産特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 14,278千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,662,562 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の変更及び追加は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 県支出金		2,148,986	△30,411	2,118,575
	1 県補助金	2,148,986	△30,411	2,118,575
3 財産収入		2,361,479	20,392	2,381,871
	1 財産運用収入	1,924,771	△2,402	1,922,369
	2 財産売払収入	436,708	22,794	459,502
6 諸収入		254,857	2,741	257,598
	3 雑入	254,296	2,741	257,037
7 県債		1,257,544	△7,000	1,250,544
	1 県債	1,257,544	△7,000	1,250,544
歳入合計		8,676,840	△14,278	8,662,562

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 管 理 費		777,940	2,741	780,681
	1 管 理 費	777,940	2,741	780,681
2 事 業 費		4,271,280	△39,813	4,231,467
	1 事 業 費	4,271,280	△39,813	4,231,467
3 交 付 金		2,310,368	22,794	2,333,162
	1 交 付 金	2,310,368	22,794	2,333,162
歳 出 合 計		8,676,840	△14,278	8,662,562

第2表 繰越明許費補正

(単位千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
2 事業費	1 事業費	県造林費	266,000	県造林費	310,390
		県営森林管理道開設費	658,648	県営森林管理道開設費	670,266
		林道改良費	458,179	林道改良費	526,990
		県営森林居住環境整備事業費	10,600	県営森林居住環境整備事業費	42,398
				令和5年県営林道災害復旧費	29,153

第3表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
県営森林管理道開設事業について請負契約を締結すること。	令和5年度から 令和6年度まで	42,020 千円

第4表 地方債補正

(単位千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
林道費	946,000	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができる。	939,000	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができる。
計	1,257,544				1,250,544			

第 55 号

令和 5 年度山梨県市町村振興資金特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度山梨県市町村振興資金特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 470,000 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,470,358 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		800,000	△800,000	
	1 繰入金	800,000	△800,000	
2 繰越金		168,902	330,000	498,902
	1 繰越金	168,902	330,000	498,902
歳入合計		1,940,358	△470,000	1,470,358

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 町 村 振 興 資 金 貸 付 金		1,940,358	△470,000	1,470,358
	1 資 金 貸 付 金	1,940,358	△470,000	1,470,358
歳 出 合 計		1,940,358	△470,000	1,470,358

第2表 繰越明許費

(単位千円)

款	項	事業名	金額
1 市町村振興資金貸付	1 資金貸付金	市町村振興資金貸付金	189,100

第 56 号

令和 5 年度山梨県県税証紙特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度山梨県県税証紙特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 179,264 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 941,001 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県税証紙収入		761,736	179,264	941,000
	1 県税証紙収入	761,736	179,264	941,000
歳入	合計	761,737	179,264	941,001

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 繰 出 金		761,737	179,264	941,001
	1 一般会計繰出金	761,737	179,264	941,001
歳 出 合 計		761,737	179,264	941,001

第 57 号

令和 5 年度山梨県集中管理特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度山梨県集中管理特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 842,494 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 103,656,361 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 諸 収 入		104,404,396	△842,494	103,561,902
	1 振 替 収 入	104,404,396	△842,494	103,561,902
歳 入	合 計	104,498,855	△842,494	103,656,361

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 給 与 管 理 費		104,371,583	△842,494	103,529,089
	1 給 与 管 理 費	104,371,583	△842,494	103,529,089
歳 出 合 計		104,498,855	△842,494	103,656,361

第 58 号

令和 5 年度山梨県公債管理特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度山梨県公債管理特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,533,138 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 125,954,966 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		137,849	△2,289	135,560
	1 財産運用収入	137,849	△2,289	135,560
2 繰入金		78,211,297	2,535,427	80,746,724
	1 一般会計繰入金	71,304,026	2,537,715	73,841,741
	2 基金繰入金	6,907,271	△2,288	6,904,983
歳入合計		123,421,828	2,533,138	125,954,966

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公 債 費		123,283,979	2,535,427	125,819,406
	1 公 債 費	123,283,979	2,535,427	125,819,406
2 諸 支 出 金		137,849	△2,289	135,560
	1 県債管理基金積立金	137,849	△2,289	135,560
歳 出 合 計		123,421,828	2,533,138	125,954,966

第 59 号

令和 5 年度山梨県国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度山梨県国民健康保険特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,268,485 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 78,697,193 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		50,600,028	40,751	50,640,779
	1 負担金	50,600,028	40,751	50,640,779
2 国庫支出金		20,929,340	8,532	20,937,872
	1 国庫負担金	15,364,553	42,503	15,407,056
	2 国庫補助金	5,564,787	△33,971	5,530,816
4 繰入金		4,897,073	552,470	5,449,543
	1 一般会計繰入金	4,897,073	552,470	5,449,543
5 繰越金		2,233	1,643,589	1,645,822
	1 繰越金	2,233	1,643,589	1,645,822
6 諸収入			23,143	23,143
	1 雑収入		23,143	23,143
歳入合計		76,428,708	2,268,485	78,697,193

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費等 交付金		60,165,858	785,250	60,951,108
	1 保険給付費等交付金	60,165,858	785,250	60,951,108
4 前期高齢者納付金		19,428	9,222	28,650
	1 前期高齢者納付金	19,428	9,222	28,650
5 後期高齢者支援金		11,822,063	△127,124	11,694,939
	1 後期高齢者支援金	11,822,063	△127,124	11,694,939
8 保健事業費		74,383		74,383
	1 保健事業費	74,383		74,383
9 諸支出金		2,267	1,601,137	1,603,404
	1 国民健康保険財政 安定化基金積立金	34	990,065	990,099
	2 諸 費	2,233	611,072	613,305
歳 出 合 計		76,428,708	2,268,485	78,697,193

